

子どものいじめ防止に関する正副委員長協議内容

○次の項目を柱とした、子どものいじめ防止に関する条例の制定を目指し、議論を進める。

- ・ 社会全体でいじめ根絶の実現に向け取り組む
- ・ 中学校区単位での「いじめ対策行動計画」の策定
- ・ いじめ防止啓発月間の設定
- ・ いじめ問題に関する第三者機関の設置

《想定される条例の規定内容》

<目的・基本理念等>

- 子どもの健全育成
- いじめのない社会の実現
- 社会全体でいじめに取り組む
- いじめを許さない子ども社会の実現

<定義>

いじめ = 「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

<責務・役割>

○ 市の責務

- ・ いじめの防止・解決を図るための施策の策定
- ・ いじめ防止のための啓発活動

○ 市民（事業者、地域社会）の責務

- ・ 社会全体が、子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす。
- ・ 子どもが主体性をもって地域行事等へ参加できる仕組みづくり

○ 学校の責務

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期解決
- ・ いじめの把握・解決のための組織的な取組
- ・ だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・ 教職員は、学校に課せられた責務を自らの問題として受け止め、いじめの根絶に取り組む。

○ 保護者の責務

- ・ いじめに加担しないように指導
- ・ 学校や地域の人々など子どもの周囲にいる大人との情報交換

○ 子どもの役割

- ・ 自己実現への取組
- ・ 他者への思いやり
- ・ いじめを受けていると思われる子どもへの声かけ、周囲の大人への積極的な相談

<具体的な取組>

○ 行動計画等の策定

- ・ いじめのない子ども社会を実現するための指針の策定
- ・ 中学校区ごとに「中学校区いじめ防止会議」を設置
- ・ 中学校区いじめ防止会議は、市の指針を基に「いじめ対策行動計画」を策定

○ 相談体制の整備

- ・ 市は、相談窓口の整備に努める。

○ 関係機関との連携

- ・ いじめ根絶を目指し、区福祉保健センター、児童相談所、警察署、法務局等、子どもの健全育成に関わる諸機関が相互連携を図る。

○ 啓発活動

- ・ 毎年12月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめのない社会の実現を目指し啓発活動を行うとともに、いじめ防止、早期発見・解決に向け取り組む。

○ 第三者機関の設置

- ・ いじめ防止に関する取組の推進、解決困難な事例等に係る相互調整、緊急対応等を行うための専門委員会の設置
- ・ 委員会は、教育学、社会福祉学、心理学、医学等の専門家等により構成
- ・ 活動状況の市長への報告
- ・ 市長は、報告の内容を議会へ報告

<その他>

○ 財政的措置等

- ・ 市は、いじめ防止のために、必要な財政上の措置を講じる。

○ 個人情報の取扱い

- ・ 相談、情報提供等により取得した個人情報の保護

※ 既に報道されているように、各党からいじめ対策に関する法案が今通常国会での成立を目指して提出されることが明らかになったことから、国会での審議の動向を注視し、法案との整合性を図る等の修正を加えながら、条例の制定を目指します。

こども青少年・教育委員会への参考人招致（案）

- 1 案件名
いじめ問題と人権教育

- 2 日時
平成25年2月20日（水）午後3時

- 3 参考人（講師）
認定NPO法人神奈川子ども未来ファンド
理事長 青木 和雄（あおき かずお）氏

- 4 実施方法
横浜市会参考人意見聴取要綱に基づき運営
講演（60分程度）及び質疑